

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当社は、異業種・異規模の事業者と協働し、映像・縦型コンテンツ・3DCG・モーショングラフィックス・多言語展開等を組み合わせた新たなサービスを共同で企画・実証・実装します。

共同プロジェクトにおいては、役割分担、品質基準、納期、知的財産・著作権等の取り扱いを契約上明確化し、公正な対価の支払いと成果の適正な共有を徹底します。

機材・スタジオ・編集環境等の共同調達およびシェアリングを進め、コスト平準化と環境負荷の低減を図ります。

さらに、後継者不在等に直面する小規模事業者を対象に、士業・金融機関と連携した事業承継・M&A の初期相談窓口を設け、資産・人材・取引関係・知的財産の適切な継承計画と PMI（統合）実務の策定を支援します。これらの連携の成果や標準手順は、可能な範囲で Tier N+1 以降へも展開し、サプライチェーン全体の付加価値向上に資する知見として共有します。

#### b. 専門人材マッチング

当社は、撮影・照明・録音・編集・カラーグレーディング・3DCG・モーショングラフィックス・作曲／効果音・翻訳／字幕・アクセシビリティ対応等の専門人材について、スキル、実績、稼働状況および標準単価の見える化を行う登録ネットワークを整備・運用します。

案件要件はジョブディスクリプションとして明文化し、秘密保持、個人情報保護、著作権・著作隣接権の帰属・利用条件等を網羅した契約を必須とします。

品質確保のため、選考・トライアル発注・レビューの標準プロセスを導入し、納期遵守とリテイク低減を図ります。加えて、オンライン研修やメンタリング等の育成機会を定期的に提供し、地方在住者や子育て層を含む多様な人材のテレワーク参画を促進します。

災害・疾病等の緊急時には代替要員を即時投入できるバックアップ体制を常設し、サプライチェーン全体としての事業継続性を確保します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

令和7年11月13日

合同会社アイフィルム 代表社員 小池 京平

企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。